

入札説明書

大分県が委託する「大分県社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援事業に係る補助金申請書等確認委託業務」に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加するものは、下記事項を熟知のうえ、入札しなければならない。この場合において、当該仕様等において疑義がある場合は、下記 3 に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日

令和 7 年 4 月 16 日（水）

2 競争入札に付する事項

(1) 業務名

大分県社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援事業に係る補助金申請書等確認委託業務

(2) 委託期間

契約締結の日から令和 7 年 12 月 26 日（金）まで

(3) 委託業務の内容等

別添「大分県社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援事業に係る補助金申請書等確認委託業務に係る仕様書」のとおり

(4) 業務実施場所

申請書等の受付・審査及び補助金の支払等に係る業務については、原則として、発注者が指定した場所とする。

上記以外の業務（申請手続に係る問合せ等に対応する業務（「コールセンター業務」も含む。）については、受注者において確保すること。

ただし、履行場所は原則として大分市内とする。

3 契約に関する事務を担当する部局の名称

大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号

大分県福祉保健部障害福祉課（大分県庁舎別館 1 階）

TEL 097-506-2723 FAX 097-506-1740

4 契約条項を示す場所及び日時

大分県ホームページ及び大分県共同利用型等電子入札システム（以下、「電子入札システム」という。）上に、令和 7 年 5 月 2 日（金）17 時まで入札説明書及び委託業務仕様書等を掲載することにより契約条項を示す。

5 大分県共同利用型電子入札システムの利用

本案件は、大分県共同利用型等電子入札システムで行い、紙による入札書等の提出は認めないものとする。また、入札に係る事項は、この入札説明書に定めるもののほか大分県電子入札運用基準（物品・役務）による。

6 入札参加条件

この業務委託については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者であること。
- (3) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 大分県内に本店を有する者
 - イ この公告の日前に、上記（2）に掲げる資格の審査申請又は登録事項の変更届の手続きを経て、入札の参加及び見積り、契約の締結及び物品の納入、代金の請求及び受領並びにこれに附帯する一切の事項の権限を大分県内の支店又は営業所等に委託している者
- (4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に批判される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者
- (5) 電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。
- (6) 公告の日から下記 9 に掲げる日までに、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

7 電子入札システム及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

- (1) 使用言語：日本語
- (2) 通貨：日本国通貨

8 入札の方法

入札に参加する者は、事前に大分県共同利用型電子入札システムにおける IC カード（電子証明書）とカードリーダーの準備及び利用者登録を完了している者に限る。

- (1) 入札参加申込期限
令和 7 年 5 月 2 日（金）17 時
- (2) 入札金額の入力期間
自：令和 7 年 5 月 7 日（水）10 時
至：令和 7 年 5 月 8 日（木）10 時

- (3) 入札金額の入力等には、ＩＣカード（電子証明書）とカードリーダーの準備及び利用者登録の完了を要する。
- (4) この入札については、大分県電子入札運用基準（物品・役務）及び大分県共同利用型電子入札システム操作マニュアル（事業者機能）を熟知のうえ入札しなければならない。なお、入札後に大分県共同利用型電子入札システムについての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (5) 落札決定にあたっては、入札金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（円未満の端数があるときは切捨て）をもって落札価格とし、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入力すること。

9 開札

日時：令和 7 年 5 月 9 日（金）15 時

10 再入札

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 8 第 4 項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については入札金額入力期限、開札日時及び最低入札価格を別途通知するものとする。

11 大分県契約事務規則の適用

入札説明書及び業務委託仕様書等に特段の定めがない事項については、大分県契約事務規則（昭和 39 年 3 月 31 日大分県規則第 22 号）の規定を適用する。

12 入札保証金に関する事項

大分県契約事務規則第 20 条第 3 項第 2 号の規定により免除とする。

13 入札の無効

大分県契約事務規則第 27 条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

14 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札で、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムに装備されている電子くじにより落札者を決定する。
- (3) 再入札は 2 回までとし、再入札の結果落札者が決定しない場合は、随意契約に移行する又は手続きを改めることとする。

15 契約保証金に関する事項

大分県契約事務規則第 5 条第 3 項第 9 号の規定により免除とする。

16 契約内容・仕様に関する問合せ先及び質問票の提出先

質問は、質問票（様式 1）により、上記 3 に掲げる担当部局あて令和 7 年 4 月 22 日（火）17 時（必着）までに、持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかで行うこと。ただし、FAX または電子メールの場合は、必ず電話により着信を確認すること。

質問書の提出があった場合は、質問者を伏せたうえで、回答を令和7年4月28日（月）までに大分県ホームページに掲載するものとする。